

# 第4期横浜市障害者プラン素案(案)について

4期プラン素案骨子をもとに、4期プラン素案(案)を作成しましたので、概要を御説明します。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

3期プランと同様、3つの法定計画を一体的に策定します。

#### (1) 「市町村障害者計画」

障害者基本法第11条第3項に基づき、施策の方向性及び個別の事業等を定めるもの。

#### (2) 「市町村障害福祉計画」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

#### (3) 「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第33条に基づき、サービス利用の見込み量等を定めるもの。

### 2 計画の位置づけ

計画期間を令和3年度(2021年度)から8年度(2026年度)までの6年間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については3年後に見直します。

施策の展開にあたっては、他の福祉保健分野の計画等と有機的に連動させ、効果を上げていくことを目指します。

### 3 計画の構成

3期プランと同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに、5つの枠組みに分類しました。

また、障害のある人を地域で支えるための基盤整備として、各事業とは別に、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について取り上げる章を設け、それぞれの概要、将来像、取組をまとめました。

### 4 国の動向

3期プランの計画期間を中心に、国の動向をまとめます。

## 第2章 横浜市における障害福祉の現状

### 1 横浜市の障害福祉のあゆみ

この項では、横浜市が障害福祉分野で大切にしてきた、障害当事者やご家族、支援者や地域住民といった様々な方々との対話・協力などを、これまでの市単独事業などを例に説明し、今後もそのことを大切にしていくという思いを記載します。

### 2 将来にわたるあんしん施策

この項では、在宅心身障害者手当から将来にわたるあんしん施策への転換について、改めて説明します。

### 3 横浜市の各障害手帳等統計の推移

この項では、3期プランに記載した身体障害、知的障害、精神障害、難病患者のほか、発達障害、強度行動障害、医療的ケア児・者について、市が持つ統計情報等を記載します。

### 4 第3期障害者プランの振り返り

この項では、3期プランの取組を5つのテーマごとに振り返り、それぞれ今後の課題を挙げます。

## 第3章 第4期障害者プランの基本目標とテーマ

### 1 基本目標

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

3期プラン策定時と比べ、施策・事業は充実に向かって一方、「津久井やまゆり園」での事件やグループホーム建設反対運動など、社会の不寛容により障害者の生命・生活が脅かされる出来事も目立っています。

4期プランは、その基本目標を定めるにあたり、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを示したいと考えます。

2 基本目標の実現に向けて必要な視点  
 個々の事業を基本目標の実現に向け一体感のある取組としていくために必要な考え方・視点を7つ設定しました。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 サービス提供体制を持続可能にしていく視点

3 生活の場面ごとの取組  
 3期プラン同様、施策分野別ではなく、障害のある人の生活場面ごとに5分類にわけました。

4期プランでは、生活全般に係わる施策・事業の重要性を捉えて、「様々な生活の場面を支えるもの」を新たな枠組みとして設けるとともに、分類を再検討しました。

枠組み	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安心・安全	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

## 第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

第3章で取り上げた各事業とは別に、様々な事業をネットワーク型でつなぎ、障害のある人を地域全体で支える社会基盤の整備について説明します。

1 本章の位置付け

2 国の動向

地域共生社会の実現に向けて国が進める「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、これまでの経過を説明します。

### 3 横浜市よこはましの状況じょうきょう

横浜市よこはましが進めるすす地域生活支援拠点機能ちいきせいかつしえんきよてんきのうと精神障害せいしんしょうがいにも対応した地域包括ケアたいおうちいきほうかつシステムについて、それぞれの将来像しょうらいざうとそれに向けた取組むとりにくみを説明します。

### 4 今後の方向性こんごほうこうせい

これからの検討・推進けんとうすいしんの方向性ほうこうせいを説明します。

## 第5章 だいしやう P D C A サイクルによる計画の見直しけいかくみなお

障害福祉計画及び障害児福祉計画しょうがいふくしけいかくおよしょうがいじふくしけいかくの部分については3年後に見直します。見直しみなおにあたっては、障害のある人しょうがいひとや家族かぞく、支援者等しえんしゃとうのインタビューや意見交換いけんこうかんを行うとともに、障害者施策推進協議会しょうがいしやしきくすいしんきょうぎかいや障害者施策推進部会しょうがいしやしきくすいしんぶかい、毎年開催する市民向けまいねんかいさい説明会など様々な場面せつめいかいで、各施策・事業さまたまぼめんの評価・検討かくしきくじぎょうひょうかを行います。